三重県環境管理マニュアル		章	4. 4
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	実施及び運用(資源、役割、権限及び責任)	改定日	平成 23 年 9 月 30 日
	( <u>第 23 版</u> )		

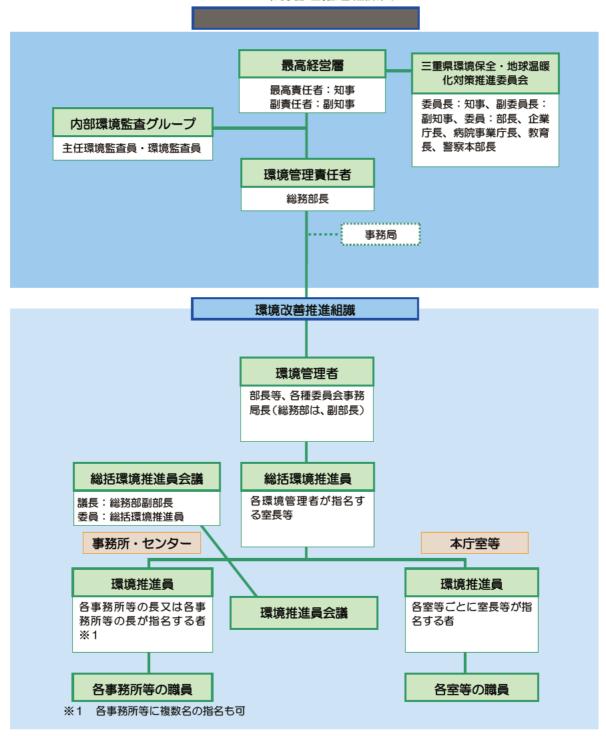
# 4.4 実施及び運用

## 4.4.1 資源、役割、権限及び責任

## (1) システムの体制

組織は、システムを効果的に運用するために、環境管理組織及び環境改善推進組識で構成する環境管理推進組識を次のとおり定め、維持する。

IS014001 環境管理推進組識図



### (2)システムの役割、責任及び権限

組織のシステムを管理、実行する最高経営層等の役割、責任、権限を次に示す。なお、その概要は、「環境管理推進組織に関する役割及び責任・権限一覧表」に定める。

ア 環境管理組織は、次に掲げる者及び組織で構成する。

(ア) 最高経営層(知事、副知事)

最高経営層は、最高責任者(知事)及び副責任者(副知事)で構成し、環境マネジメントを総合的かつ計画的に推進するため、次の業務を行う。

- a 環境方針を策定及び改定する。
- b システムの確立及び維持のために必要な人的資源及び専門的な技能、技術、インフラストラクチャー並びに財源を確保する。
- c システムの確立、実施及び維持の統括にあたらせる環境管理責任者を指名する。
- d システムの見直し(マネジメントレビュー)を実施する。
- e 環境目的・目標及び実施計画を決定する。
- f 環境監査員及び主任環境監査員の任命並びに代表主任環境監査員の指名を行う。
- g 必要に応じて、臨時に内部環境監査の実施を代表主任環境監査員に指示する。

#### (イ)環境管理責任者(総務部長)

総務部長は環境管理責任者として、部等のシステムの確立、実施及び維持に関する責任を有し、次の事務を行う。

- a システムを確立、実施及び維持する。
- b 環境管理責任者は、環境管理マニュアルを承認する。
- c 環境側面の抽出及び環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の調査等 を環境管理者に指示する。
- d 環境目的・目標及び実施計画を三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会 に提案する。
- e 環境目的・目標及び実施計画の達成並びに法的及びその他の要求事項の遵守 状況について環境管理者から報告を受け、承認する。
- f 環境目的・目標及び実施計画の未達成並びに法的及びその他の要求事項の未 遵守の是正措置の概要について、必要に応じ環境管理責任者が代表して最高経 営層に報告する。
- g 環境事故及び緊急事態に対する対応措置の報告を環境管理者から受理する。
- h その他システムの確立、実施及び維持に関し、必要な業務を行うとともに、 これらの情報、状況、措置等を必要に応じて最高経営層に報告する。
- (ウ) 内部環境監査グループ (主任環境監査員及び環境監査員等)

内部環境監査グループは、部等の総括環境推進員及び環境推進員等の中から最高責任者が任命した主任環境監査員及び環境監査員等で構成し、部等のシステムが規格の要求事項に適合し、かつ適切に実施、維持されているかを監査する責任を有し、次の事務を行う。

- a IS014001 の規格に定められた監査の要求事項が満たされていることを検証する。
- b 主任環境監査員の中から最高責任者が指名した代表主任環境監査員は、年間 監査計画を作成する。
- c 代表主任環境監査員は、監査実施報告書及び指摘事項是正処置報告書により、 内部環境監査の実施概要をとりまとめ、環境管理責任者及び最高経営層に報告 する。
- d 代表主任環境監査員は、必要に応じて最高経営層又は環境管理責任者に対し システムの改善のための助言及び勧告を行う。

- (エ) 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会(委員長:知事)
  - 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会は、システムに関する次に掲げる 重要事項を審議し、その組織及び運営に関し必要な事項を三重県環境保全・地球 温暖化対策推進委員会設置要綱に定める。
  - a 環境目的・目標及び実施計画を審議する。
  - b 環境目的・目標及び実施計画の達成状況の監視及び測定に関し審議する。
- イ 環境改善推進組識は、次に掲げる者及び組織で構成する。
  - (ア) 環境管理者 (本庁部等の長 (ただし、総務部は副部長))

環境管理者は、所管部等のシステムの確立、実施及び維持を行う責任を有し、 次に掲げる事務を行う。

- a 所管部等の環境側面の抽出及び環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の調査を総括環境推進員に指示する。
- b 所管部等の環境目的・目標及び実施計画を承認する。
- c 所管部等のシステムの定期的な監視及び測定、環境目的及び目標の達成並び に法的及びその他の要求事項の遵守又は適合の状況を確認し、環境管理責任者 に報告する。
- d 環境事故及び緊急事態における所管部等の指揮並びに対応結果を最高経営層 及び環境管理責任者に報告する。
- e 法的及びその他の要求事項により必要とされる資格者を育成するための講習会等への所管職員の派遣など、所管部等の職員の環境に関する知識や技能を養成するための教育・訓練を実施する。
- f その他所管部等のシステムの確立、実施及び維持に関し必要な業務を行うと ともにこれらの情報、状況、措置等を必要に応じて環境管理責任者に報告する。
- (イ)総括環境推進員(各部等の環境管理者が指名する室長等)

総括環境推進員は、環境管理者の指示により、所管部等におけるシステムの確立、実施及び維持を推進し、次に掲げる事務を行う。

- a 所管部等の環境側面の抽出及び環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の調査を環境推進員に指示する。
- b 所管部等の環境目的・目標及び実施計画を確認し、環境管理者の承認を得る。
- c 所管部等の職員の環境に関する知識や技能を養成するための教育・訓練を実施する。
- d 所管部等のシステムの定期的な監視及び測定の確認、環境目的及び目標の達成並びに法的及びその他の要求事項の遵守又は適合の状況について環境管理者に報告する。
- e 環境事故及び緊急事態において所管部等の対応を行い、室長等及び事務所長 等並びに環境管理者に報告する。
- f その他所管部等のシステムの確立、実施及び維持に関し必要な業務を行うと ともに、これらの情報、状況、措置等を必要に応じて環境管理者に報告する。
- g a、c及び総括環境推進員会議における審議事項の伝達等、必要に応じて所管 部内の環境推進員会議を開催する。
- (ウ) 室長等・事務所長等

室長等・事務所長等は、所管室等・事務所等におけるシステムの確立、実施及 び維持を推進し、次に掲げる事務を行う。

- a 環境推進員が実施した環境側面の抽出及び環境影響評価並びに法的及びその 他の要求事項調査の結果を確認する。
- b 環境推進員が作成した環境目的・目標及び実施計画を確認<u>し、率先実行取組</u> に掲げる。
- c 実施計画の実行又は緊急事態への対応のために手順書が必要な場合は、環境 推進員に対し、手順書の作成を指示し、その内容を確認する。

- d 所管室等・事務所等の職員の環境に関する知識や技能を養成するための教育・訓練を実施する。
- e システムの定期的な監視及び測定の実施、環境目的及び目標の達成並びに法 的及びその他の要求事項の遵守又は適合の状況を確認する。
- f 室長会議、室内ミーティング等で、環境に関する話題を積極的に取り上げ、 職員間の環境コミュニケーションを促進する。
- g 環境事故及び緊急事態への対応結果について確認する。
- h 原則として内部環境監査受審時に同席する。
- (エ) 環境推進員(各室等ごとに室長等が指名する者、各事務所等の長等)

環境推進員は、総括環境推進員の指示により、所管部等におけるシステムの確立、実施及び維持を推進し、次に掲げる事務を行う。

- a 環境側面の抽出及び環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項を調査し、 室長等・事務所長等の確認を得る。
- b 環境目的・目標及び実施計画表を作成し、室長等・事務所長等の確認を得る。
- c 実施計画の実行又は緊急事態への対応に必要な手順書等を作成し、室長等・ 事務所長等の確認を得る。
- d 所管室等・事務所等の職員の環境に関する知識や技能を養成するための教育・訓練を実施する。
- e システムの定期的な監視及び測定の実施、環境目的及び目標の達成並びに法 的及びその他の要求事項の遵守又は適合の状況を室長等・事務所長等及び総括 環境推進員に報告する。
- f 環境事故及び緊急事態においてその対応を行い、室長等・事務所長等並びに 総括環境推進員に報告する。
- g 環境関連法令の制改廃を把握し、室長等・事務所長等及び総括環境推進員に 報告する。
- h その他所管部等のシステムの確立、実施及び維持に関し必要な業務を行うと ともに、これらの情報、状況、措置等を必要に応じて室長等・事務所長等及び 総括環境推進員に報告する。
- (才) 総括環境推進員会議

総括環境推進員会議は、次に掲げる事項を審議し、その組織及び運営に関して 必要な事項を総括環境推進員会議設置要領に定める。

- a システムの確立を検討する
- b システムの維持を検討する
- (3)システムの役割、責任及び権限の伝達

組織のシステムを管理、実行する役割、責任及び権限の伝達は、次により実施する。

ア MICSへの掲載及び電子メールによる送信

イ 環境教育

#### (4) 関連文書

- ア 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会設置要綱
- ※ 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会設置要綱第1条に定める所掌事項
  - ・環境基本計画の推進に関すること
  - ・三重県地球温暖化対策推進計画に関すること
  - ・三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の推進に関すること
  - ・IS014001 環境マネジメントシステムに関すること
  - ・グリーン購入の推進に関すること
  - ・その他各機関相互の緊密な連携を必要とする環境の保全に関すること
- イ 総括環境推進員会議設置要領
- ※ 総括環境推進員会議の所掌事項は三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会の所 掌事項に同じ 8-4